

八王子市高齢者計画・ 第7期介護保険事業計画

八王子版地域包括ケアシステム推進プラン 概要版

八王子市では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）の高齢者の状況やサービスの中長期的な水準等を見据え、『八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画』を策定しました。地域包括ケアシステムの強化に向けた取組を総合的かつ体系的に整理することで、高齢者の福祉や介護の課題への対応を図っていきます。

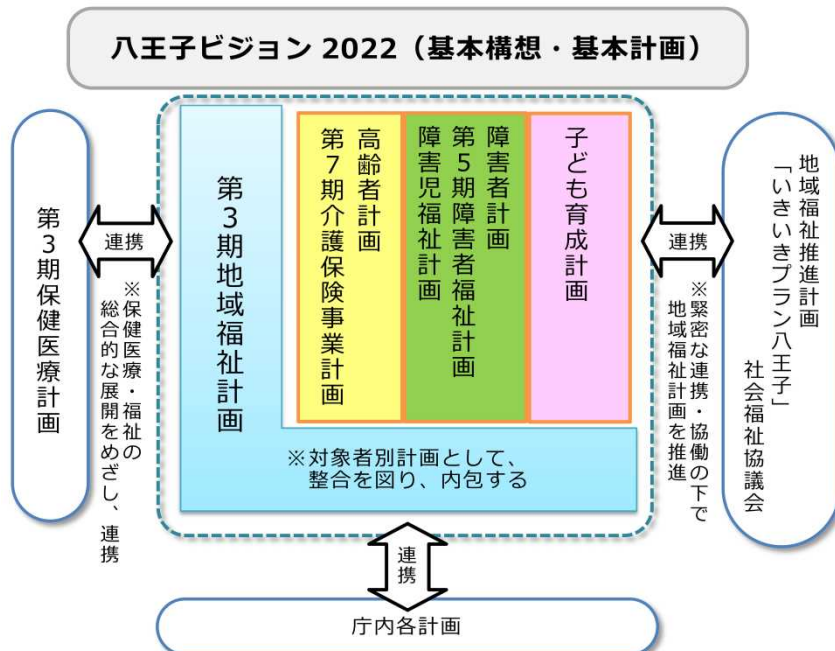
1 計画の概要

（1）計画の位置付け

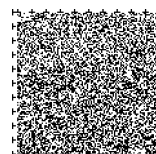
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」（本市の『高齢者計画』）に、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」（本市の『介護保険事業計画』）を一体的に策定することで、総合的な事業の推進を図ります。

また、本計画は、平成34年度（2022年度）までを計画期間とする『八王子ビジョン 2022』

（基本構想・基本計画）を最上位計画とした、高齢者福祉・介護保険事業の総合計画であるとともに、『地域福祉計画』に内包される対象者別計画としても位置付けて、理念やしくみの整合を図ります。



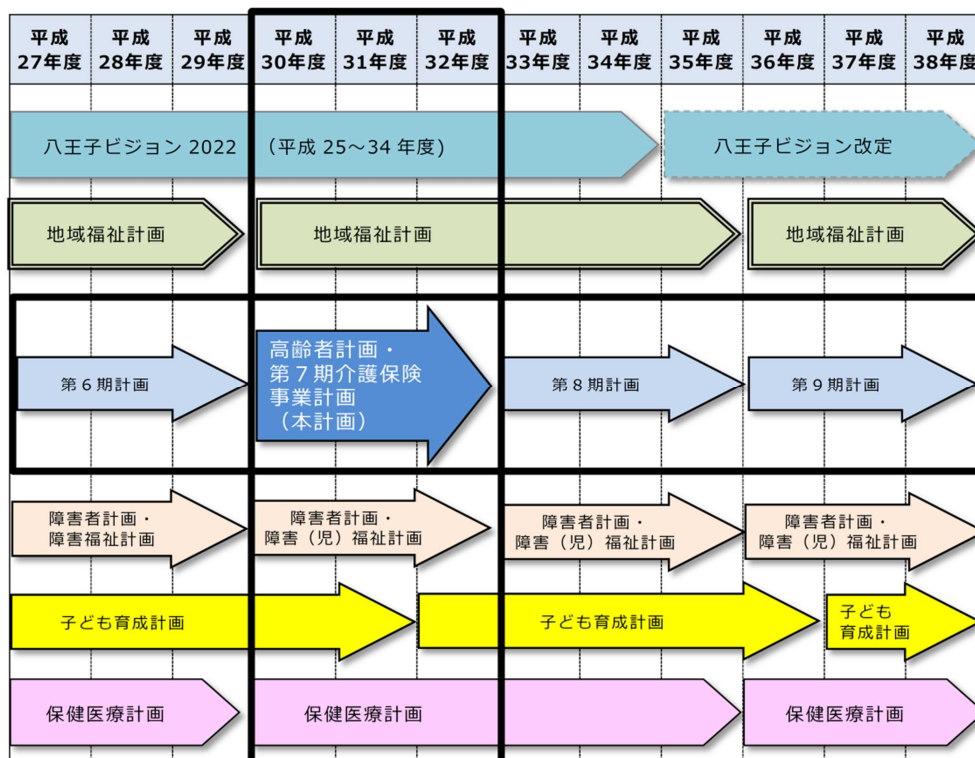
このマークは、目の不自由な方などのための音声コード（SPコード）で、マークの位置を示すために切り込みを入れています。専用の装置で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。



(2) 計画の期間

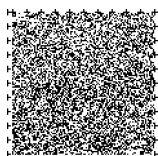
本計画は、平成30年度（2018年度）から32年度（2020年度）までの3か年を計画期間とします。

また、上位計画である『地域福祉計画』や、保健・医療の対象者別計画である『保健医療計画』との整合を図り、計画を推進していきます。



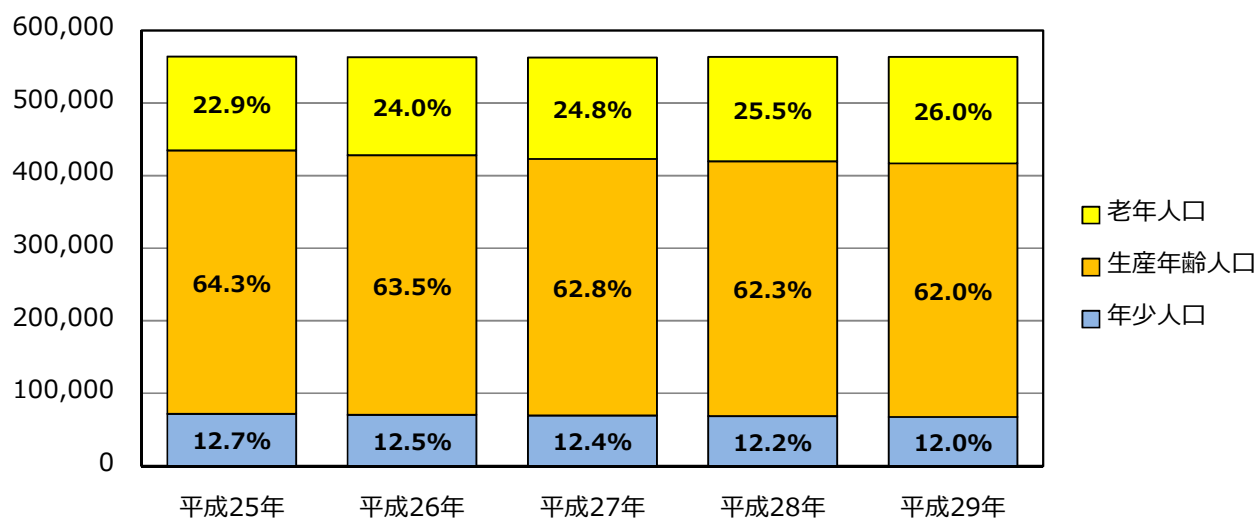
2 計画のポイント ～平成37年（2025年）を見据えて～

- 本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた『八王子版地域包括ケアシステム推進プラン』の2期目の計画として位置付けています。
- 平成37年（2025年）の本市の介護保険料は、月額で7,900円程度（基準額）となることが予想されます。保険料だけでなく社会保障費の過剰な上昇を抑えるためにも、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていける地域包括ケアシステムの強化が求められます。
- これまでに築いた「地域包括ケアシステムの基礎」を更に強化するため、「**予防・介護・医療・生活支援・住まい**」が住み慣れた地域で一体的に提供されるよう、広がりある事業を展開していきます。
- 本計画では、多職種の連携や「**市民力・地域力**」の強化を中心に、高齢者が生きがいを持ち、地域で社会参加しやすいまちづくりを進め、地域包括ケアシステムを広めていくよう努めます。



3 八王子市の高齢者の状況と今後の見込み

総人口・年齢3区分別人口

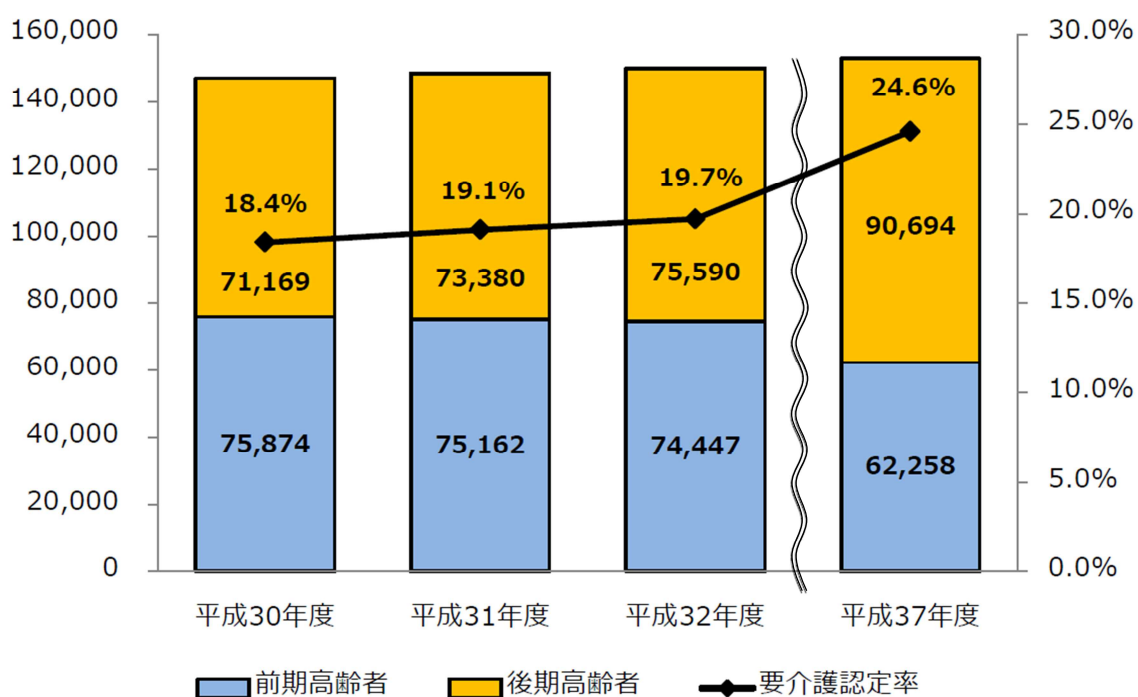


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
老年人口	129,381	135,012	139,609	143,464	146,595
生産年齢人口	362,826	357,351	353,515	351,214	349,418
年少人口	71,688	70,577	69,657	68,649	67,525
総人口	563,895	562,940	562,781	563,327	563,538

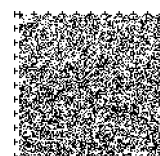
資料：住民基本台帳（各年9月末時点）〔単位：人〕

※小数点以下第2位の四捨五入により、合計値が100.0%にならない場合があります。

第1号被保険者数と要介護認定率の見込み



資料：福祉部介護保険課〔単位：人〕



4 基本理念と基本目標

本市のまちづくりの指針である『八王子ビジョン2022』では、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を保健・医療・福祉分野の都市像に掲げ、その実現をめざしています。

これは、高齢者も含めた全ての市民が「ふれあい、支えあい」の心を持ち、健康で幸せな生活を築いていくことを示しており、本計画では、この都市像を基本理念に位置付け、この理念を実現するための施策・事業の推進を図ります。

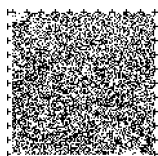
また、前述の基本理念の達成に向け、『八王子ビジョン2022』における「基本施策」から以下の2つの目標掲げ、本市の「市民力・地域力」の発揮を重視する地域包括ケアシステムの強化を図ります。



● 基本目標 ●

高齢者が心豊かに暮らせる市民生活の推進

高齢者が生きがいを持ち安心できる地域づくり



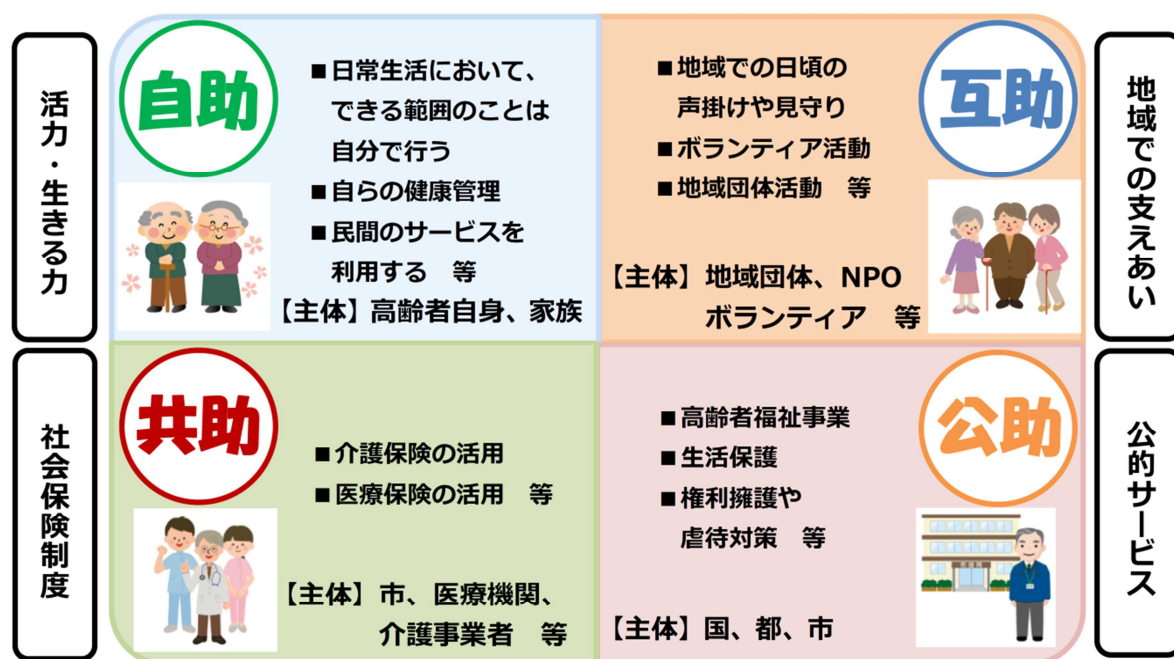
5 地域包括ケアシステム推進の視点

(1) 推進の視点（自助・互助・共助・公助）

今後、「地域包括ケアシステム」の一層の強化を図るためには、高齢者自らの活力や生きる力による「自助」、介護保険制度などの社会保険制度による「共助」、税金による公的サービスを行政が行う「公助」が連携・補完することが重要ですが、本計画においては、地域包括ケアシステムを進めるための視点として、地域住民やボランティアなどの活動に関する「互助」の視点を特に加えています。

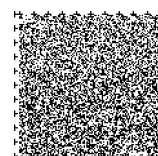
「自助」、「共助」、「公助」という3つの視点に「互助」という視点が加わることは、個人、当事者団体や高齢者によるボランティア、各種の地域団体、行政などの多様な主体間の相互理解や、それぞれの取組の促進につながると考えます。

本計画では、自助・互助を促し、支援するとともに、より適正な共助・公助を推進することを、地域包括ケアシステム推進の基本的な視点とします。



(2) 地域包括ケアシステムの強化

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく生活をするために必要な「予防・介護・医療・生活支援・住まい」などの支援が、日常的な生活の場で提供されるよう、地域ぐるみでサポートしあうしくみが「地域包括ケアシステム」です。

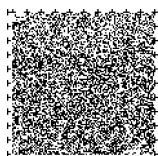


地域包括ケアシステムは、医療機関や介護サービス事業所をはじめとする様々な地域資源が連携することを基本に成り立つものであり、今後とも、更なる連携強化に向け、各種の事業を展開することが必要です。

今後、より高齢化が進んでいく中で、地域ぐるみのサポートをより充実したものとするためには、様々な団体の連携を深めることとあわせ、市民一人ひとりのつながりや介護予防に関する知識、「お互いさま」の意識などをより高める取組が必要になります。

本計画においては「市民力・地域力」の更なる発揮をめざして、各種の取組を通じ、「八王子版地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現に向けた『八王子版』地域包括ケアシステム



（３）日常生活圏域について

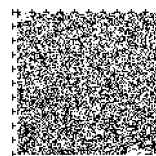
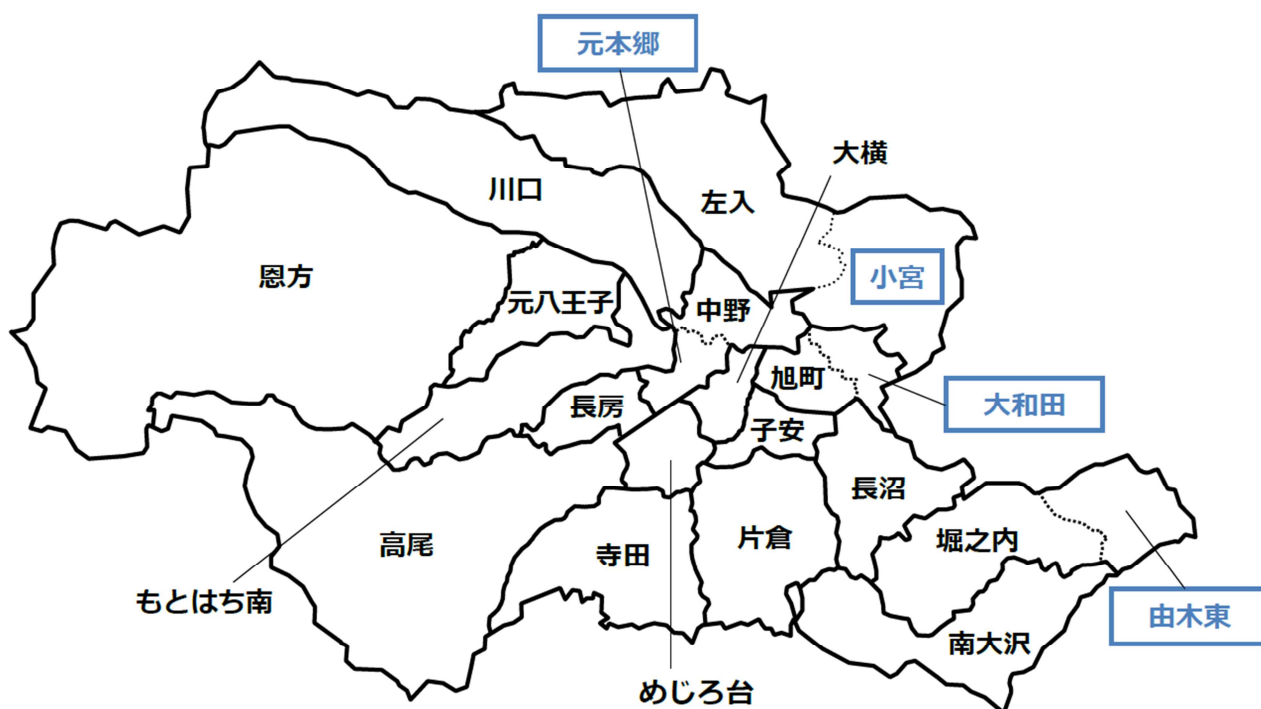
本市は『第5期計画』までに15の日常生活圏域を設け、市民により親しみやすい存在となるよう、地域包括支援センターに「高齢者あんしん相談センター」という愛称を付け、よりきめ細かなサービス向上と機能拡充を推進してきました。また、『第6期計画』では、地域住民、関係機関・団体等とともに地域包括ケアシステムの基盤をつくることを目標と定め、将来的に民生委員・児童委員の活動地区とあわせた形となる21圏域をめざし、17圏域に拡大しました。

本計画でも、『第6期計画』で定めた目標を踏襲し、本計画期間中に4圏域を拡充し、21圏域としていくことをめざします。

なお、『地域福祉計画』では、行政が適切な福祉サービスを提供するため、また、地域住民による地域福祉活動を推進するため、中学校区を最小単位とした「福祉圏域」を設定しています。「福祉圏域」における今後の取組などとも連携・整合を図り、地域包括ケアシステムをより強固なものとするよう進めていきます。

また、各圏域のデータや地域ごとの取組の方向性を示した『日常生活圏域別の状況』を本市ホームページで公開しています。

本計画における日常生活圏域図（囲みのある圏域は期間中に拡充予定）

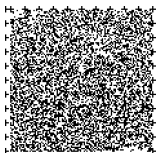


日常生活圏域と含まれる担当地域の概要

日常生活圏域名		担当地域	対応する 民協地区	対応する 保健福祉 センター ※ 2
17 圏域	21 圏域 (予定)			
(1)旭町	旭町	横山町、八日町、本町、元横山町一丁目～三丁目、田町、新町、明神町一丁目～四丁目、東町、旭町、三崎町、中町、南町	第 4 地区	大横
	大和田	大和田町一丁目～七丁目、富士見町、大谷町の一部	第 6 地区	大横
(2)高尾	高尾	東浅川町、初沢町、高尾町、南浅川町、西浅川町、裏高尾町、廿里町、狭間町	第 14 地区	東浅川
(3)左入	左入	尾崎町、左入町、滝山町一丁目・二丁目、梅坪町、谷野町、みつい台一丁目・二丁目、丹木町一丁目～三丁目、加住町一丁目・二丁目、宮下町、戸吹町、高月町、中野山王二丁目 8	第 8 地区	大横
	小宮	高倉町、石川町、宇津木町、平町、小宮町、久保山町一丁目・二丁目、大谷町（一部を除く）、丸山町	第 7 地区	大横
(4)中野	元本郷	日吉町、千人町一丁目～四丁目、元本郷町一丁目～四丁目、追分町	第 1 地区	大横
	中野	中野町、暁町一丁目～三丁目、中野山王一丁目～三丁目（二丁目 8 を除く）、中野上町一丁目～五丁目、清川町	第 5 地区	大横
(5)南大沢	南大沢	鑓水、鑓水二丁目、南大沢一丁目～五丁目、松木、別所一丁目・二丁目	第 20 地区	南大沢
(6)めじろ台	めじろ台	散田町一丁目～五丁目、山田町、めじろ台一丁目～四丁目	第 13 地区	東浅川
(7)長沼	長沼	北野町、打越町（一部を除く）、長沼町、絹ヶ丘一丁目～三丁目、北野台一丁目～五丁目	第 17 地区	南大沢
(8)川口	川口	川口町、上川町、犬目町、榎原町	第 9 地区	東浅川
(9)元八王子	元八王子	大楽寺町（一部を除く）、上壱分方町、諏訪町、四谷町（一部を除く）、式分方町（一部を除く）、川町（一部を除く）	第 11 地区	東浅川
(10)片倉	片倉	小比企町、片倉町、西片倉一丁目～三丁目、宇津貫町、みなみ野一丁目～六丁目、兵衛一丁目・二丁目、七国一丁目～六丁目、打越町の一部	第 16 地区	南大沢
(11)堀之内	堀之内	下柚木、下柚木二丁目・三丁目、上柚木、上柚木二丁目・三丁目、中山、越野、南陽台一丁目～三丁目、堀之内、堀之内二丁目・三丁目	第 18 地区	南大沢
	由木東	東中野、大塚、鹿島、松が谷	第 19 地区	南大沢
(12)長房	長房	並木町、長房町（一部を除く）、城山手一丁目・二丁目	第 12 地区	東浅川
(13)子安	子安	子安町一丁目～四丁目、寺町、天神町、南新町、万町、上野町、台町一丁目、緑町	第 3 地区	大横
(14)もとはち南	もとはち南	叶谷町、泉町、横川町、元八王子町一丁目～三丁目、大楽寺町の一部、四谷町の一部、長房町の一部、川町の一部、式分方町の一部	第 11 地区	東浅川
(15)寺田	寺田	館町、櫛田町、寺田町、大船町	第 15 地区	東浅川
(16)大横	大横	八幡町、八木町、平岡町、本郷町、大横町、小門町、台町二丁目～四丁目	第 2 地区	大横
(17)恩方	恩方	下恩方町、上恩方町、西寺方町、小津町、美山町※ 1	第 10 地区	東浅川

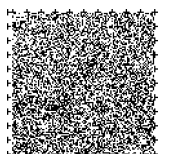
※ 1 美山町に対応する民協地区は、全て第 9 地区となります。

※ 2 対応する保健福祉センターの担当地域は、日常生活圏域の担当地域と細部が異なるため、概ねの目安としてください。



6 施策の展開

(1) 施策の体系



(2) 重点的な取組

「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」の実現をめざし、本計画期間中の特に重点的な取組として以下の6つを定めます。

(1) 市民力・地域力を活かした多様な取組の推進

「八王子版地域包括ケアシステム」を、より強化していくためには、市民一人ひとりが、地域課題の解決や地域福祉を向上させようと活動する「市民力」と、地域を構成する個人や様々な団体が、お互いに協力し、主体的に地域課題の解決に取り組む「地域力」の発揮が欠かせません。両者を活かし、相乗効果をより発揮するために、各種団体における取組の課題や活動事例などの情報共有を進めることで「市民力・地域力」の更なる醸成とそれを活かした多様な取組を進めます。

1 高齢者サロンの支援

地域で自主的に運営され、地域の高齢者が気軽に参加できる場である「ふれあい・いきいきサロン」に対し、運営や新規立ち上げの支援を行います。

2 地域の助け合い活動応援講座の開催【掲載新規】

地域で高齢者に対する生活支援（助けあい活動）を行うために必要な基礎知識（衛生管理や事故対応など）を習得するための講座を開催します。

3 生活支援サービス研究会及び協議体の設置

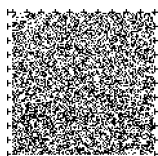
社会福祉協議会、八王子市民活動協議会などと連携して、生活支援サービスに関する研究会及び多様な主体が参画する協議体を設置し、地域ニーズの把握やサービス提供にかかる資源開発などの検討を行うことで、地域主体による生活支援体制の充実を図ります。

4 生活支援コーディネーターの配置

高齢者の継続した在宅生活を支えるため、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域のニーズを把握するとともに、必要とされる生活支援サービスを提供するためのしくみづくりや、地域での通いの場などに関する担い手の人材育成などを通じ、地域支援を進めます。

その他、

- はちおうじ志民塾の運営
- 「お父さんお帰りなさいパーティー」開催支援
- 生涯学習コーディネーターの養成



(2) 介護予防に関する意識の向上・施策の推進

高齢化がますます進む中、介護が必要な状態になる前に自ら予防に取り組み、健康や身体機能を維持することが重要です。実態調査の結果においても「健康管理・健康づくりへの支援」への要望は高くなっています。高齢者ボランティア・ポイント制度、各種高齢者向け事業など、様々な形で介護予防と健康づくりを支援します。

1 介護予防普及啓発事業

介護予防教室や介護予防講座の開催のほか、グループ・団体等に対して、「八王子けんこう体操」の啓発や、公園遊具を活用した健康づくり講座などの出前講座により介護予防の普及啓発を図ります。

2 高齢者ボランティア・ポイント制度

元気な高齢者が、特別養護老人ホームや高齢者サロン、居宅等の高齢者を対象にボランティア活動を行い、その活動に応じてポイントを付与し、交付金などと交換します。ボランティア活動を通じて社会貢献や生きがいづくり、介護予防を推進します。

3 地域介護予防活動支援事業

健康づくりに関する活動を推進する健康づくりサポーター等の養成や活動支援により、地域での介護予防活動を行います。

4 健康づくり活動の支援

はちおうじ健康づくり推進協議会とともに、健康に関する普及啓発活動を行い、地域・個人の健康づくりを支援します。

その他、

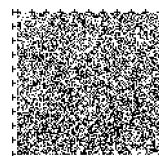
■ 歯科検診事業【掲載新規】

(3) 八王子版地域包括ケアシステムの強化

高齢者の割合が今後も増していく中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、今後更に「八王子版地域包括ケアシステム」を強化していくことが重要です。実態調査の結果を踏まえ、更なる周知を進めるとともに、地域包括ケアシステムの中核となる高齢者あんしん相談センターの充実や、各種ネットワークの強化、情報提供などを進めます。

1 高齢者あんしん相談センターの充実

地域における総合的な相談窓口であり、介護予防など高齢者の総合的なケアマネジメントの支援を行う高齢者あんしん相談センターを、新たに4か所増設し、相談体制の充実を図ります。



2 地域ケア会議の開催

個別ケースの検討などを通じて地域課題を共有し、地域での支援ネットワークづくりを進めるため、医師会、歯科医会、薬剤師会、介護支援専門員連絡協議会、介護保険サービス事業者連絡協議会、警察署、消防署、民生委員・児童委員などによる地域ケア会議を開催します。

3 インターネットを活用した地域資源マップの公開【掲載新規】

地域における多様な生活支援サービスや医療・介護に関する情報を集約し、インターネットを活用して情報提供する「地域資源マップ」を公開します。

4 地域包括ケアシステムの周知、進行管理、評価【新規】

地域包括ケアシステムの周知を実施します。また、推進状況に関する評価方法について検討し、その評価結果を公表します。

その他、

- 地域包括ケアシステムの庁内推進体制の充実
- 生活の相談やサービス利用に関する要望への対応

(4) 認知症施策の推進

高齢者数の増加により認知症対策は更に重要になっています。実態調査においても早期発見や医療・介護・地域の連携が求められています。早期発見、早期対応、家族支援、認知症サポーターの養成など、各種の施策を通じて、認知症に対する地域ぐるみの取組を進めます。

1 認知症の早期発見・早期対応

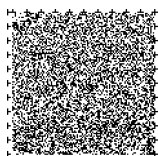
『認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）』に基づき、認知症を初期の段階で医療や介護の支援につなげる認知症初期集中支援チームによる支援や、認知症に関する専門相談などに対応する認知症地域支援推進員による認知症施策を実施します。

2 認知症に関する普及啓発・講座の開催

『認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）』に基づき、認知症の方を包括的に支援するため、八王子市認知症まるとガイドブック（認知症ケアパス）を活用し、認知症に関する普及啓発を進めます。また、各種講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図ります。

3 認知症の介護者への支援

認知症の介護者が集う認知症家族サロンを運営し、医療機関と連携して認知症に関する専門的な相談に対応するとともに、必要な情報やレスパイト（休息）できる場を提供することで、認知症の介護者の負担軽減を図ります。また、認知症の家族会の立ち上げを支援し、認知症の方の家族を地域で支え、見守る体制をつくります。



4 徘徊 SOS ネットワーク事業【掲載新規】

認知症などで徘徊するおそれのある高齢者に、見守りシールを身に付けてもらうことにより、早期発見・保護できるような体制を整備します。行方不明になった際に発見者がシールに書かれた連絡先に電話することで、発見者も家族等もお互いに個人情報を出さずに直接やり取りすることが可能です。

その他、

- 認知症高齢者ネットワーク会議の開催
- D-Net との連携
- 東京都指定機関と連携した認知症対策
- 認知症サポーターの養成
- 徘徊高齢者探索機器の貸与
- 認知症徘徊模擬訓練【新規】

(5) 医療と介護の多様な職種による連携推進

実態調査の結果を見ると、人生の最期まで「自宅で過ごしたい」と望んでいる方は多く、慢性疾患や認知症など、医療と介護の両方を必要とする高齢者は増えています。地域ケア会議の場などを活用し、在宅生活を支える多様な職種同士で顔の見える関係づくりにより、医療と介護の連携強化につなげていきます。

1 在宅医療全夜間対応事業

訪問診療が必要とされる方で、かかりつけ医が不在・急病等で夜間の対応ができない場合、かかりつけ医に代わって医師会の当番医療機関が診療を実施し、在宅医療の24時間診療体制を確保します。

2 在宅医療支援システムの運用【掲載新規】

医師会が運用する在宅医療支援システムを活用し、在宅療養患者に関わる多様な職種の連携を図ります。

3 在宅療養患者搬送事業【掲載新規】

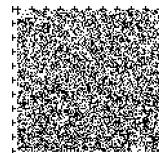
かかりつけ医からの要請で在宅療養患者を医療機関に搬送する事業を支援し、安心して在宅療養を送れる環境整備を進めます。

4 八王子市在宅医療相談窓口の周知【掲載新規】

在宅医療に関する相談を受ける八王子市在宅医療相談窓口について、市民への周知を図ります。

その他、

- 医療と介護の関係者会議の開催・参加
- 看取りに関する情報提供



(6) 介護人材の確保・定着・育成

今後更なる高齢化が見込まれる中、介護を担う人材の不足が慢性的な問題となっており、職員の確保は大きな課題となっています。将来に向けた継続的な取組として、介護人材の総合的な確保・定着・育成について、多様な研修や相談会の開催など、就職希望者や介護サービス事業所を支援します。また、介護職のイメージ向上なども行います。

1 介護スタッフ入門講座の開催【掲載新規】

介護サービス事業所へ就労を希望する者を対象に、介護職に必要な基礎的な研修を実施し、介護サービス事業所との就職相談会を開催することで、介護人材の確保を促進します。

2 生活支援ヘルパー養成研修の開催【掲載新規】

介護予防・日常生活支援総合事業における緩和された基準サービスである、訪問型サービスAの従事者となる人材を育成するため、必要な知識・技術を習得する研修を実施します。

3 介護サービス事業者向け研修の開催【新規】

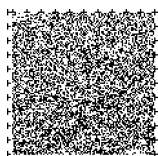
介護職員の知識・技術の向上や、キャリアパス・人事評価、マネジメントに関する研修を実施し、働きやすい職場環境をつくります。また、質の高い介護サービスを安定的に提供できるよう、介護保険サービス事業者連絡協議会等と連携し、人材の定着・育成を図ります。

4 資格取得の支援【新規】

介護サービス事業所に勤務する介護従事者に対し、資格取得のための費用を補助することで、人材の育成を支援します。

その他、

- 介護のしごと魅力発見講座の開催
- 再就職者研修の開催【新規】
- 就職相談会の開催【新規】



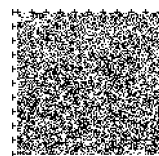
(3) 適正な介護保険施設などの配置と運営

地域包括ケアシステムを強化するため、在宅介護を支える地域密着型サービスの整備を中心に進めていきます。

平成 30 年 2 月 1 日時点 [単位: か所]

日常生活圏域 17 圏域 () は 21 圏域	八王子 ビジョン 2022 (6 地域)	地域密着型サービスの整備状況及び予定 (○数字は第 7 期整備分)							
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	地域密着型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護 及び 小規模多機能型居宅介護 (サテライト型を含む)	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護
旭町	中央	1	1	1	5	1	1		
(大和田)	中央				3	①	1		
高尾	西南部				3	1	1		
左入	北部	1		1	4	1 (看)	1		1
(小宮)	北部			1	4	1	2		
中野	中央			1	4	①	①		
(元本郷)	中央				4	①	1		
南大沢	東部			1	4	1	2		1
めじろ台	西南部	1	1	2	5	1	1		
長沼	東南部	②		3	6	①	1		
川口	西部			2	5	2	1		
元八王子	西部	1			6	1 (看)	1		
片倉	東南部			1	8	2	1		1
堀之内	東部				5	①	①		
(由木東)	東部				5	1	1		
長房	西南部			1	3	1	2		
子安	中央				8	①	1		
もとはち南	西部			1	1	2	1		
寺田	西南部			1	4	2	2		
大横	中央				4	1	①		
恩方	西部			1	3	1	1		
合計		6	2	17	94	25	25		3
第 7 期 新規整備目標		2	－ ※	－ ※	－ ※	6	3	－	－ ※

※整備目標は設定しませんが、整備に関する相談には個別に対応します。



7 介護保険事業に関する見込みと第7期介護保険料

(1) 標準給付費の見込み

総給付費（介護給付費及び予防給付費）を含めた標準給付費の見込みは、次のとおりです。

単位：千円

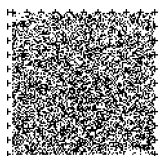
項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 30～32 年度 合計
標準給付費見込額	36,435,532	38,075,421	39,786,155	114,297,108
総給付費	34,257,769	35,662,467	37,156,833	107,077,069
特定入所者 介護サービス費等給付額	1,042,841	1,170,185	1,317,038	3,530,064
高額 介護サービス費等給付額	1,008,144	1,110,032	1,173,496	3,291,672
高額医療合算 介護サービス費等給付額	90,203	94,589	99,054	283,846
算定対象審査支払手数料	36,575	38,148	39,734	114,457
地域支援事業費	2,517,608	2,847,690	2,943,884	8,309,182
合 計	38,953,140	40,923,111	42,730,039	122,606,290

(2) 地域支援事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業を含む地域支援事業に関する見込みは、次のとおりです。

単位：千円

項目	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス	1,517,716	1,689,413	1,757,761
通所型サービス			
その他生活支援サービス			
介護予防ケアマネジメント			
審査支払手数料			
高額介護予防サービス費相当事業等			
一般介護予防事業			
(2) 包括的支援事業及び任意事業			
包括的支援事業	999,892	1,158,277	1,186,123
高齢者あんしん相談センター運営			
在宅医療・介護連携推進事業			
生活支援体制整備事業			
認知症初期集中支援推進事業			
認知症地域支援・ケア向上事業			
地域ケア会議推進事業			
任意事業			
介護給付費適正化事業			
家族介護支援事業			
その他の事業			
合 計	2,517,608	2,847,690	2,943,884



（３）保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・都・本市の支出金）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として２分の１を公費で、残る２分の１を第１号被保険者（６５歳以上の方）、第２号被保険者（４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者）の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。なお、地域支援事業のうち包括的支援事業等については第２号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。第１号被保険者の負担割合は変わりません。

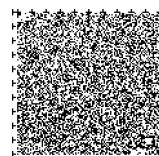
（４）保険料の所得段階別設定

被保険者の負担能力には差があるため介護保険料は一律ではなく、市民税の課税状況や収入・所得の状況により段階別に振り分けを行ったうえで保険料を定めています。所得段階別保険料を定める際には所得段階別の人数割合を勘案し、ある所得段階の保険料を引き下げた場合には、他の所得段階の保険料を引き上げ、全体で第１号被保険者の負担割合を確保できるよう定めなければなりません。

第７期では第６期に引き続き、所得段階別人数分布に基づき、所得段階の区分金額の見直しを図ります。

介護保険法における所得段階は９区分が標準で、第９段階の保険料は本人の基準所得金額が３００万円以上の場合には一律で同額となっています。そこで、本市では市民税課税層を細分化し、負担能力に応じた保険料の設定を行うため、１４区分への多段階化を図っています。

なお、所得段階のうち第１段階の方（生活保護受給者、市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が８０万円以下の方）については、国庫負担による軽減措置により保険料基準額に対する保険料の割合を０.０５軽減しています。



(5) 保険料基準額の算定方法

第7期保険料基準額の算定は以下のとおりです。

まず今後3年間の標準給付費、地域支援事業費見込額の合計（A）に第1号被保険者負担割合（23%）を掛けて第1号被保険者負担分相当額（B）を求めます。次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差（C - D）、都の財政安定化基金への償還金（E）を足し、基金取崩の額（F）を引きます。

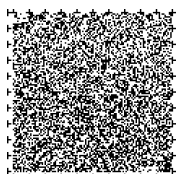
この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）となります。

項 目	金 額（千円）
標準給付費＋地域支援事業費計〔A〕	122,606,290
第1号被保険者負担分相当額〔B〕＝〔A〕×23%	28,199,447
調整交付金相当額〔C〕	5,963,100
調整交付金見込額〔D〕	2,951,178
財政安定化基金償還金〔E〕※1	0
介護給付費準備基金取崩額〔F〕	2,380,000
保険料収納必要額〔G〕 ＝〔B〕＋〔C〕－〔D〕＋〔E〕－〔F〕	28,831,369

項 目	数 値
保険料収納必要額（G）	28,831,369 千円
予定保険料収納率（H）	98.5%
所得段階別加入割合補正後被保険者数（I） ※2	451,122 人
第7期の第1号被保険者の介護保険料の基準額 保険料（J）（月額） （J）＝（G）÷（H）÷（I）÷12 か月	5,407 円

※1 本市は財政安定化基金からの借入れを行っていないため、償還金（基金への返済）はありません。

※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計（＝所得段階別加入割合補正後被保険者数）を被保険者数とみなして基準額を算定します。



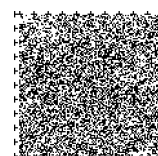
第 1 号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおりです。

所得 段階	対象者	第 7 期	
		保険 料率	保険料
第 1 段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額 の合算額が 80 万円以下の方	0.30	19,500 円 (月額 1,625 円)
第 2 段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額 の合算額が 120 万円以下の方	0.50	32,400 円 (月額 2,700 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方	0.70	45,400 円 (月額 3,783 円)
第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、本人 の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が 80 万円以下の 方	0.90	58,400 円 (月額 4,867 円)
第 5 段階	本人が市民税非課税で、上記以外の方	1.00	64,900 円 (月額 5,407 円)
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.15	74,600 円 (月額 6,217 円)
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円未満の方	1.30	84,400 円 (月額 7,033 円)
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円未満の方	1.45	94,100 円 (月額 7,842 円)
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 350 万円未満の方	1.60	103,800 円 (月額 8,650 円)
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円未満の方	1.75	113,600 円 (月額 9,467 円)
第 11 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 700 万円未満の方	1.90	123,300 円 (月額 10,275 円)
第 12 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円未満の方	2.15	139,500 円 (月額 11,625 円)
第 13 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円未満の方	2.40	155,700 円 (月額 12,975 円)
第 14 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上の方	2.65	172,000 円 (月額 14,333 円)

※基準額（年額）は 64,887 円です。各所得段階の保険料（年額）は、基準額（年額）に保険料率をかけて 100 円単位で端数処理しています（50 円未満切り捨て、50 円以上切り上げ）。

※保険料（月額）は、第 5 段階を除き年額を 12 か月で割ったものを表示しています（小数点以下四捨五入）。

※「合計所得金額」は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、特例として、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。また、第 1 段階から第 5 段階については、更に年金に係る所得を引いた額を用いて算出します。



保険料基準額 5,407 円の内訳は、次のとおりです。

区分	第 6 期 (平成 27～29 年度)		第 7 期 (平成 30～32 年度)	
	負担割合	保険料 ／月 (円)	負担割合	保険料 ／月 (円)
介護給付費	22.0%	5,221	23.0%	5,495
地域支援事業費	22.0%	249	23.0%	358
保険料必要額 計		5,470		5,853
給付準備基金取り崩し		△63		△446
保険料基準額 (月額)		5,407		5,407

8 計画の推進と進行管理

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範にわたるため、行政のみならず民間団体や福祉・保健・医療・介護・防災など、各機関との連携が欠かせないものになります。関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

また、本市が条例で設置する「社会福祉審議会」に「高齢者福祉専門分科会」を設け、計画の進行管理を行います。

「高齢者福祉専門分科会」は、中核市移行前に本市が設置していた「介護保険運営協議会」の機能を含み、この高齢者福祉専門分科会のもとに「高齢者あんしん相談センター運営部会」、「高齢者施設整備審査部会」、「高齢者計画・介護保険事業計画策定部会」を設置し、よりきめ細かい議論と事業の進行管理、次期計画の策定に向けた議論を行います。

【問合せ先】

八王子市福祉部高齢者いきいき課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL : 042-620-7243 (直通)

FAX : 042-623-6120

E-mail : b440300@city.hachioji.tokyo.jp

